

会 報

Vol. 47

N P O 防 災 千 葉

特定非営利活動法人 防災千葉

千葉市中央区本町 1-6-24 (渡辺コーポ 102 号)

E-mail bosai@bosai-tiba.jpHomepage <http://www.bosai-tiba.jp>

Fax 0 4 3 - 3 0 1 - 3 8 2 0

■＜理事長あいさつ＞

春暖の候、皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。令和 8 年も 3 月となり、春の訪れを感じる時節となりました。ここに、「NPO 防災千葉会報VOL. 47 (新春号)」の発刊にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

昨年を振り返ってみますと、1 月の埼玉県八潮市で起きた下水道管の破損に起因する道路陥没事故をはじめ、2 月の岩手県大船渡市での山林火災、11 月の大分市佐賀関での大規模火災、12 月の青森県東方沖地震、そして各地で発生した線状降水帯による豪雨災害など、自然災害から生活インフラに関わる災害まで、例年にも増して多様な災害リスクが顕在化した 1 年でありました。

とりわけ八潮市で発生した道路陥没事故は、老朽化した社会インフラが新たな災害要因となり得ることを象徴する事例として、私達に多くの示唆を与えました。上下水道や道路、橋梁などの基盤施設については、定期的な点検・診断を着実に実施するとともに、これまでの事後対応型から予防保全型の維持管理へ移行することが、災害リスクを低減する上で極めて重要であることを改めて認識した次第です。

本年 1 月 27 日に開催しました「令 7 年度防災関係建設技術研修会」では、「千葉県の斜面防災の取組みについて」をテーマに、2 題の講演を行いました。ご多用の中、本研修会にご参加いただきました共催 4 団体の皆様ならびに講師の皆様へ、改めて深く感謝申し上げます。

一題目の講演では、熱海市で発生した不適切な盛り土に起因する大規模な土石流災害を契機として改正された盛土規制法を踏まえ、法改正の概要及び千葉県における具体的な運用状況や取組みについてご紹介いただきました。



NPO 会員 御園生 孝さん画

続く二題目の講演では、本県において二巡目となる土砂災害防止法に基づく基礎調査の進捗状況や、土砂災害警戒情報の発令メカニズム、加えて今後の土砂災害対策の方向性についてお話しいただきました。

本研修会で取り上げた二つの演題は、いずれも防災行政の推進において重要性が高く、参加者の皆様におかれましても、日々の業務に役立つ有意義な研修となったものと考えております。

本年におきましても、NPO 防災千葉は、千葉県をはじめとする関係機関と連携・協働のもと、地域防災力の向上に資する各種事業に取り組んでまいります。今後とも、会員の皆様におかれましては、変わらぬご理解とご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

NPO 防災千葉 理事長 増岡 洋一

■＜防災関係建設技術研修会について＞

令和8年1月27日にプラザ菜の花において「令和7年度防災関係建設技術研修会」を開催しました。この研修会は、千葉県道路協会、千葉県河川協会、全国治水砂防協会千葉支部との共催によるもので、NPO防災千葉からの出席者42名を含め、総勢105名の出席がありました。開催にあたり4団体を代表して当NPO理事長の増岡から開会挨拶があり、続いて県土整備部災害・建設業担当部長の角田秀樹様から来賓挨拶をいただきました。



増岡理事長



角田災害・建設業担当部長

次に、河川環境課長の森川様から、災害復旧及び災害防止事業功労者及び災害復旧技術専門家の紹介がありました。

災害復旧及び災害防止事業功労者として、印旛土木事務所長の大出正弘様の受賞が紹介されました。大出様は、平成元年に県に奉職され、特に、令和元年10月の台風21号による豪雨災害に際しては、山武土木事務所の次長として、過去の知見を活かし陣頭指揮をとり、災害現場において常に卓越した知識と経験を駆使し、県土の保全と民生の安定に尽力されたことが評価され、公益社団法人 全国防災協会からその功績を称え表彰されました。

そして、当NPOから米良信雄様と五十嵐隆夫様の2名が、災害復旧技術専門家に認定・登録されたことの紹介がありました。なお、災害復旧技術専門家とは、国や都道府県の災害復旧業務に長年携わり、制度を熟知し、災害復旧工法に関する高度な技術的知見を有する経験豊富な技術者として、災害発生時には、地方公共団体等の要請に応じ、速やかに現地に赴き、技術的な支援・助言を行います。

(写真は、当日ご出席された五十嵐様)



大出所長



五十嵐様

講演では、県土整備部都市整備局宅地安全課の主幹(兼)盛土対策室長 平田修巳様及び河川環境課の主幹(兼)土砂災害対策室長小川展弘様の2名に講師としてお越しいただきました。

まず、講演1では、平田室長から、「盛土規制法に関する取り組みと公共事業発注者への留意事項」のご説明がありました。

熱海で令和3年7月3日に発生した甚大な人的・物的被害を背景に、令和5年5月26日に施行された宅地造成法等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)の概要、規制区域の指定、規制対象、手続きの概要、技術的基準、市・県の事務区分に関するご説明をいただきました。その主な内容は以下のとおりでした。



会場の様子

- 令和7年5月26日から、県全域が「宅地造成等工事規制区域」となった。
- 土地の形質の変更（盛土・切土）だけでなく、一時的な土石の堆積も許可が必要。（国、県等が行う場合は協議）
- 公共施設用地で行う工事は規制対象外（公共施設は限定的＝公共事業全てが規制対象外ではない）
- 工事の施行に付随して行われる土石の堆積は許可不要。（土石の由来、堆積する場所、堆積期間の要件あり）
- 擁壁の技術基準が政令で規定されており、公共工事と異なる部分がある。



平田室長

続いて、講演2では、小川室長から「土砂災害防止法に基づく基礎調査と土砂災害警戒情報について」のご説明がありました。平成11年6月29日に広島県で発生した集中豪雨により、325件の土砂災害が発生し、全壊家屋64棟、死者24名の被害を背景に制定された土砂災害防止法に関し、令和元年千葉県での土砂災害、土砂災害防止法の概要、千葉県の基礎調査の取り組み、土砂災害警戒情報、今後の取り組み等についてのご説明がありました。特に、今後の取組での土砂災害対策の推進、移転制度、防災気象情報の改善が印象的でした。



小川室長

<土木遺産調査伝承事業>

今年度の土木遺産調査伝承事業は、令和7年11月15日（土）に水郷の風情漂う香取市を訪れ、伊能忠敬や江戸情緒の残る小野川、横利根閘門を見学しました。当日は、角田千葉県建設技術協会会長をはじめ多くの方々にもお越しいただき、参加者数は、事務局と併せて35名となりました。

① 伊能忠敬と小野川

佐原駅前には、当地で村役人として活躍し、隠居後に日本の実測図面を作成した伊能忠敬の銅像があります。この像は、忠敬が最初に蝦夷地に測量に行った当時の姿をモチーフにしており、2018（平成30）年に建立されました。

その後、東日本大地震で甚大な被害を受けながらも見事に復興した小野川添いに歩き、忠敬旧宅まで移動しました。伊能邸前では、江戸時代に整備された佐原用水の面影を残す“ジャージャー橋”を見学しました。



② 横利根閘門

横利根閘門は1921（大正10）年に利根川からの洪水防止と、利根川－横利根川間の船舶航行時の水位調整を目的に建設されました。建設後100年以上が経過しましたが、大正年間に建設された閘門として、全国で唯一、今なお現役で使用されています。

利根川と横利根川は、水位が逆転することがあるため、閘門の両方向に全部で4門のマイターゲートが設置されています。また、従前はレンガや石造りの閘門が主流でしたが、横利根閘門は、底版等にコンクリートが使用され、以降はコンクリート造りの閘門が主流となりました。



■＜震災訓練への参加＞

例年実施されている千葉県県土整備部震災対策訓練に、各土木事務所管内で当NPO会員が参加しています。今年度は令和7年9月2日に当NPOから53名が参加し、各事務所管内の管理施設（河川、道路、橋梁、公園等）のパトロール結果について、携帯メール等で報告する情報伝達訓練を行いました。

■＜あるくパトロールへの参加＞

「道路ふれあい月間」の一環として、毎年土木事務所が行っている「あるくパトロール」に参加しました。令和7年度は10月に14土木事務所が実施し、NPO防災千葉からは、延べ16日間、33名の会員が参加し、土木事務所職員とともに道路の点検を行いました。

近年の実施状況（参加人員）

令和2年度	40名	(13土木事務所)
令和3年度	39名	(13土木事務所)
令和4年度	38名	(13土木事務所)
令和5年度	34名	(13土木事務所)
令和6年度	39名	(15土木事務所)